平成２８年（フ）第９１号
鹿児島県鹿児島市上福元町3605番地（柿元荘２Ｆ）
債務者　福永　明美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２７号
鹿児島県奄美市名瀬幸町14番５号（２Ｆ）
債務者　恵島なおみ
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第２８号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3230番地50
債務者　上柿　裕子（旧姓税所）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
鹿児島県出水市上鯖渕999番地
債務者　井手　和宏
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
埼玉県越谷市大字南荻島530番地10
債務者　岡田由美子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区25棟407号
債務者　高橋　佑介
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
神戸市兵庫区塚本通５丁目２番18―401号、従前の住所徳島市名東町３丁目545番地の２
債務者　越智　泰行（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０３号
神戸市灘区篠原台16番11号
債務者　木村　建治
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３号
神奈川県横須賀市上町４丁目42番地　クリードＡ206
債務者　宮崎　和彦
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１８１号
静岡県焼津市宗高368番地の１　２号棟101
債務者　中村　郁弥
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２１号
岡山市南区藤田669番地50
債務者　森本　一美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４号
岡山市北区三野３－６―25―９レオネクストグレース三野101号室、住民票上の住所岡山県瀬戸内市邑久町山田庄292番地
債務者　中山　達矢
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７号
岡山市北区津高1507番地144
債務者　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４１号
東京都東村山市栄町２丁目16番地16ドミプレリュード久米川105
債務者　明田　久雄
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５３号
東京都立川市柴崎町１―14―５柴崎町一丁目アパート１―301、住民票上の住所東京都昭島市玉川町１丁目４番１―201号
債務者　前原　洋之
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
栃木県那須塩原市南町６番27号　コーポ南103号、前住所栃木県那須塩原市石林700番地34
債務者　阿久津トモ子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月30日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部